

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 27 年 12 月 7 日(月) 開会 9 時 30 分
閉会 15 時 07 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書
(平成 27 年陳情第 7 号)
 - ②安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について 国への意見書提出を求める陳情書
(平成 27 年陳情第 8 号)
 - ③国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(平成 27 年陳情第 9 号)
 - 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(平成 27 年陳情第 10 号)
 - ④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 62 号)
 - ⑤二宮町介護保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 63 号)
 - ⑥二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第 64 号)
 - 二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第 65 号)
 - ⑦二宮町ふるさとの家条例を廃止する条例(町長提出議案第 66 号)
 - ⑧リサイクルセンターの設備運営に関する事務の委託に関する協議について
(町長提出議案第 68 号)
 - ⑨閉会中の継続調査の報告内容について
4. 出席者 小笠原委員長、野地副委員長、根岸委員、前田委員、二宮委員、露木委員、渡辺委員、添田議長
- 執行者側 ①健康福祉部長、健康長寿課長、介護保険班長
②健康福祉部長、健康長寿課長、保険医療課長、介護保険班長
医療予防班長
③教育次長、教育総務課長、教育総務班長

- ④町長、副町長、健康福祉部長、保険医療課長、保険年金班長
- ⑤町長、副町長、健康福祉部長、健康長寿課長、介護保険班長
- ⑥町長、副町長、健康福祉部長、子ども育成課長、子育て支援班長
- ⑦町長、副町長、教育長、教育次長、生涯学習課長、生涯学習班長
- ⑧町長、副町長、町民生活部長、生活環境課長、環境政策班長

傍聴議員 6 名

一般傍聴者 3 名

5. 経 過

①「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書（平成 27 年陳情第 7 号）

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書(平成 27 年陳情第 7 号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について神奈川県医療労働組合連合会、牛込氏がご出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(神奈川県医療労同組合連合会 牛込氏)

牛込氏

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を国に求める陳情の趣旨説明をさせていただく。介護従事者の点に絞って述べさせていただく。日本全体として労働者の人材不足、離職防止等については、新聞やテレビなどでも報道されている。介護職員の離職防止のためには施設介護、在宅介護を含めた介護職員の確保、勤務環境の改善、介護処遇改善が必要不可欠である。今年 4 月介護報酬の 2.27%が引き下げられた。介護職員の処遇改善にプラス 1.65%、認知中等度のケア、プラス 0.56%を含めた引き下げである。加算を引いた介護報酬の全体は、実質的に 4.4%の大幅な引き下げとなった。

介護事業所の規模が縮小し、入所のベッドが空いているにもかかわらず、地域から撤退との話があちこちから聞こえてくる。全労連(全国労働組合総連合)の介護ヘルパーネットが、今年 8 月から介護労働者の賃金処遇アンケートを行った。10 月までの 3,353 人分の中間報告の中で紹介する。4 月の介護報酬改善では、1 万 2 千円相当引き上げられるとされていたが、介護職場の正規とフルタイムの非常勤の 7 月の平均賃金は月額 21 万 8,741 円で、全産業労働者の平均の 29 万 9,600 円とは差が 8 万 1 千円である。非正規、フルタイムの労働者では月額が、17 万 5,369 円である。4 月から月収一時金を加え、増

えた人は正規で 23.1%、フルタイムの非正規は 16.3%に留まっている。パート職は 6.3%、登録型ヘルパーは 2.7%となっている。短時間になったが、しかも正規労働者で、上がった人の平均額は月収で 5,769 円に。減った人は平均月額で 1 万 6,515 円と深刻な状況になった。減った金額は雇用形態別で大きな差がなく、事業所の経営状況が反映していると思われる。

アンケートの結果であるが、「今の労働条件に満足している」は 7.2%と、「やや満足」14.8%で、合わせて 22%程度である。一方で、「不満」は 20.2%、「やや不満」は 22.5%、合わせて 42.7%が不満を感じていることが明らかになった。自由記載では、「処遇改善の予算は介護報酬ではなく、別に取り組むべき」「こんな大きな仕事の内容、業務量なのに、基本賃金が安すぎる」「この業界を目指して入ろうとする若者たちは、夢も希望も見いだせない」「人の命を預かる仕事なのに低賃金、利用者の家族を思う気持ちだけでは支えきれない」「次々と辞めていく人を見ると、次は自分かと思う」「人が少なく有給も取れない」などの叫びが寄せられていた。介護の現場に人がいないと、どんな状況になるか。排泄したくてもトイレに連れて行く人がいないために、オムツにして人生の最後までその人が人間らしく、その人が生を全うするには介護職員の処遇改善と大幅増員が必要不可欠である。陳情項目については国に意見を提出していただきますよう、どうぞよろしく願います。

＜陳情者に対する質疑＞

渡辺

まず、現在の介護職員の基準というのは入所者 3 人に対して 1 人ということになっているが、陳情項目では 2 人に対して 1 人。それから陳情趣旨の中には、実際にこの基準以上で運用されているところも多いと書いているが、実態としたらどういう配置になっているのか。

それから説明の中に、介護報酬の中に人件費を含めてしまうと難しいと。なかなか処遇に反映されないということが意見として出ていたが、介護報酬に反映させないで処遇を改善するという方法について教えていただきたい。

また、この陳情項目の中に国費で費用を賄うと書いてあるが、おおよそどの位の予算が必要になるか。

牛込氏

まず 1 点目だが、現状としては 3 人に 1 人ということだが、施設状況により人数にも大きく変わりはある。その中でもやはり、看護師 1 人に対して介護職は 25.1 人とか、病院だとその位の配分になる。そうするとどうしても 3 人に 1 人以上、4 人から 5 人に 1 人で現場はやっている。また、グループホームはきちんと 3 人に 1 人ということで配置はされているが、なかなか離職しないですっと続けていくという状況が生まれず、出入りが激しく、やはり人材確保に苦難して、人員が足りないというところで、施設をどうしてもベッド削減、要するに利用者を制限して受ける状況である。3 人に 1 人に近づけるために利用者を断わらざるを得ない現状も出ている。現状としては病院だと 25 人に 1 人が第一基準になっている。あとは、グループホームだと 4 人に 1 人ということになっている。

2 点目、介護職の介護報酬について、抜本的に公的費用も含め、予算組みの枠内で、介護報酬制定を今回は 1 万 2 千円ということだったが、実質、事業ごとに支払われる介護報酬というものが利用者に組み込まれた形で、入ってはきているが、事業所によってそれが支払われる所と支払われていない所

がある。なぜかというところ経営が深刻であるというところ、やはり人材確保のために人件費をとということで、言っているものの、やはり利用者の削減があったりして、どうしてもそういうところで介護報酬引当金が満額ではない。数千円止まりで終わってしまう。

3点目は、やはりそれは国に補ってほしいというのは、これは切実で全国どこでも介護職の人材不足は深刻化すると思う。25年に高齢社会が頂点となるところで、今も報道されているなかにもあるが、介護疲れなど多々ある。そんなところがあり、国からの助成などがあるにもかかわらず、なかなかそこに行ききれないというところで、やはりきちんとした国からのそういう予算が立てられ、支給されるということは、抜本的にこれは改革されないと、介護で頑張っている職員もそうだが、在宅で抱えている利用者の家族も結構そういうところで、介護職員にお願いしたいのだが、自分たちで見なくてはいけない。処遇改善ができていないというところは、やはり予算できちんと位置付けてほしい。介護職場全体にそういうところが必要になってくる。

3点目について、国費だと、2億だったか。その数字は漏らしてしまった。

露木

陳情項目2についてももう少し教えていただきたい。現在3対1で、それが守られているという状況で、しかし、厳しいので2対1を求めているのか。3対1がどうしても満たせない状況の中でやっているのか、3対1が厳しいので、辞めていってしまう人がいるというなど、その辺を詳しく聞きたい。

牛込氏

6人に1人に現状では留まっている。3人に1人というのは、国から出された方針の配置基準であるが、実際に6人に1人に留まっている。なぜかという、なり手が少ないということ、勤務の現状が厳しいというものがあり、離職が進んでしまい、人員確保ができていないということである。そこで正規が入ってきたりなど、補っても長期的には現場が回りきれない。

また、介護職でも登録ヘルパーの方々にもグループでは入っていただいているが、2.7%という結果止まりになっている。改善が進んでいない。

露木

実際6対1になっているということであれば、逆に3対1という基準をしっかり守るという陳情項目にはならないのか。ここをあえて2対1にした理由を教えていただきたい。

牛込氏

あえて2対1にしたのは、今まで介護職も含めて3対1を守ろうということもあるが、3対1の基準では看護師の絡みもあり、病院だと看護職場の人員不足を含んだところで、介護職場に介護ケアを結構委ねているケースがある。その点で言うと、本当にまかないきれない人材の上に、病院では介護のケアは介護職にという委ねが出てきたので、到底2人に1人は必要だという感覚も少し見てもらい、全体も含めると今の3対1を守れていない以上に、そういうところが出てきているのであれば、2対1に進めてほしいという中身の陳情である。

二宮

陳情項目の3番だが、国費で費用を賄うことという説明はあったが、この一文を入れることにより、利用者に負担が及ぶという心配をされるという

いう、懸念は持たれていないのか。

牛込氏

利用者が負担することなく、国費で予算立てをしていただき、やっていただきたいということがこの文面にある。利用者に関わるということは、今回も分かっているので、そこはぜひ国費で賄っていただきたいという思いで、陳情させていただいた。

二宮

できたら、利用者に負担が及ぶ、国も色々と努力はしていると思うのだが、これだと全く利用者側の立場になっていない文章だと思うので、もう少し細かい配慮が必要と思った。

＜執行者側への参考質疑＞

渡辺

二宮町でも同様のことが心配されるが、必要と考える介護従事者と実際に配置されて仕事をされている介護従事者の数だが、その辺のギャップというのはあるのか。

介護保険班長

実態的には把握はしていない。町では地域密着型の福祉サービスについては、おおむね2年に一度、他の県指定の事業所については大体3年に一度ぐらいの割合で、各事業所の実地調査というものをやっている。その中で人員等の確認をしており、基本的には地域密着については町の条例、県指定のものについては県の条例で定める人員基準の確認はさせていただいている。人員基準を満たしていないと、やはり減算など色々な部分があるので、全ての事業所については人員基準を満たしている状況である。場所によっては人員基準以上の配置をしている事業所もある。

渡辺

人員配置が上手くいかないのが、稼動していないベッドがあるなど、そういう状況ではないという理解でよいか。

介護保険班長

実地調査の状況では人員基準を満たしている。定員数、登録者数等を賄いきれている人員配置ができているという認識をしている。

渡辺

この人員基準を最低基準というべきなのか、これが満たされていれば十分だという考え方なのかということはあるが、実地調査をされて、今、人材育成の予算を取っているのが、その辺も考えるとやはりまだ町としても人材の数は足りていないのかなと認識をしている。

根岸

先ほど陳情者の方もおっしゃられたように、人員については利用者を制限して、総合的なバランスを取ってしまっているという実態があるという認識はあるのか。

それと、実地調査とおっしゃるが、実際に県の監査も非常に甘いところがある。社会福祉法人は何というところもあるが、要するに数字上の帳尻を合わせることで、あと現場で自分の所管の仕事以上のものを兼務することがあったり、元々の職務以上の範疇の仕事に任されるケースもあったりということによって数字上は帳尻を合わせるということもあるのではないかと。その点について、どういう認識をお持ちなのか。2点お伺いする。

健康長寿課長

実態把握の面については地域密着型の事業所になるので、町内の数か所の事業所についての把握に、町としてはならざるを得ないが、今おっしゃったように人を毎週のように募集されている状況も目にしている。人がどうしても足りない、離職者が出た場合には、夜勤から継続して勤務ということも出てくるところもあるし、タイミングではあると思うが、ギリギリの就業形態になってしまうというところもあり、それは当然改善を求めるという話にはなってくる。このような業務形態になってしまう状況を聞くこともあるので、人員不足という点は、町の方でも感じている。

野地

二宮町の介護保険料は非常に低い所で頑張っている現状もある。例えば2人に1人という人員の下で動きだした場合、ここに手を付けざるを得ないのではないかと思う。町の財政としたらどう動く想定できるか。

2点目、町は介護人材の育成ということで、平成27年度も進めている。介護職の希望者は助成を求めている方についての状況を教えてほしい。

健康長寿課長

介護の財政については、国が25%、県と町で12.5%で、あとは第1号保険料の方が22%、あとは2号保険者として40歳から64歳の方が28%、となっている。当然介護報酬が増えれば、その割合に応じ、保険料等も跳ね返ることもあると感じている。

介護人材については、募集を待っているだけでは来ないという現状もあるので、各事業所、民間の所で研修を行う予定があるところへこちらから連絡をして、町内の方がいた場合には、町でこのような取り組みをしているので、案内をしてもらえないかということをお願いしている。今のところ2名ほどいて、1名の方が申請をされ、もうひとりのかたは、今後研修が終わった段階で、申請終了となる。

野地

2人に1人というハードルが上がることにより、介護保険料を含む、町財政としても支出は多くなるということは分かっている。

2つ目の介護従事者が少ないために、色々な問題が起きているということが根本にあるかと思う。それにより色々活動はしていただいているが、現状としては思ったほど、携わる方は増えないということである。その点もう一度教えてほしい。

介護保険班長

個人的に資料等を見て感じたことは、介護初任者研修が高額であるということから、資格取得までに取りつきにくいということを感じた。平塚にある法人で、無償で介護職員の人材研修を行った際には、定員20名に対し、即埋まるということもあった。

健康長寿課長

たまたま介護職についている方が、専門学校と同窓会に行ったという時に、入ってくる若い方が少ないということを知った。若い方に魅力のある職場環境であるということが大事だと感じている。

委員長

先ほど働く方が少ないということで、陳情者から空きベッドが出ているという話があった。我々の町でお世話になっているある法人は理事長が代わっ

たことにより、働く人も辞めて代わり、ベッドも 100 床が埋まらないという話も聞いたが、その辺りはどうか。

健康長寿課長 場所によっては、利用者の受け入れ制限をしなくてはならず、基準を満たすため、そのように対応しているとは聞いている。

委員長 現実では、100 床あるのだが、使用していないということが福祉の現実であると思っている。

休憩 10 時 01 分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 10 時 01 分

<意見交換>

露木 2 番について、人数を満たすために病床を減らさざるを得ない現実がある中で、3 対 1 も危ういなか、2 対 1 にしてしまい、さらに病床が空くのではないかと思ったが、どう思うか。

渡辺 1 つの理想的な姿ということだと思うので、それを陳情することについては矛盾はないと思う。

野地 私も理想であるとは感じる。現状 3 対 1 もままならない中で、自分たちでなぜハードルを高くしているのかと思う。それよりも、現実ままならない状況をどのように改善していくのかということが目先にはなくはいけない。これはない方がいいのではないかと思う。

3 つ目については様子を見たい。

二宮 2 対 1 は理想であるが、今回処遇改善ということで、手当などに重きを置いている。先ほど説明があったように、処遇改善をするには人数が必要。受講費用が高いというところに重きを置いて、今保育士の枠が広がったように、そういう所に目を向けたらどうかということ。そうすればもう少し受講者も多くなるのではないか。

渡辺 それはそれでよいが、陳情内容からプラスアルファの内容であると思う。全国で介護に携わる方がどの程度いるのかということも勉強不足であった。

委員長 現実を踏まえた陳情というより、理想が高く陳情があがっているという意見であった。理想の陳情ということでも、現実には酷い現場があるということは事実であると思う。

<討論>

根岸 不採択の立場で討論する。陳情内容で現状改善を求めることが大事だと思う。他の回し方もあると思う。意見が出たとおり、利用者 2 人に対して、職員 1 人ということは理想ではあるが、現状改善に即した要望にすべきである。実態と制度がそぐわない、運用面が曖昧である。国が努力している部分もありながら改善されないという認識をもっと正すべき。

渡辺

採択の立場で討論する。話を聞いて、介護事業充実のためには人材の育成、確保が必要と思う。この確保のためには、処遇の改善が必要である。平均して21万8741千円というのは、他の産業平均と比較して、9万円低いということは、仕事内容から比べ、良くないことであると考え。二宮でも質疑の中で、このような影響が表れているということがあると。さらにこの業界ではかなり人の出入りが激しいということで、状態も望ましい状態ではないと思うので、採択すべき。

<採決>

委員長

陳情第7号を採決する。陳情第7号を不採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4対2

賛成 野地・根岸・二宮・露木 各委員

反対 前田・渡辺 各委員

挙手多数である。よって陳情第7号は不採択と決定する。以上で陳情第7号の審査を終了とする。

②安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について 国への意見書提出を求める陳情書(平成27年陳情第8号)

委員長

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について 国への意見書提出を求める陳情書(平成27年陳情第8号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について神奈川県医療労働組合連合会、牛込氏がご出席されている。それでは10分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県保険医協会 牛込氏)

牛込氏

看護師が3交代、または2交代で365日、日夜患者の看護にあたっている。看護師の夜勤回数は、看護師等人材確保法、基本的指針で8回以内と定められているが、神奈川県で4,289名中、8時間勤務を9回以上する方が43.93%、これが全国の25.2%より酷い状況である。神奈川県で夜勤実態調査を行った結果と比較している。2交代では4回以上が26.63%、これは法律に反しているが、罰則規定はない。加えて、現在の労働法制には看護職の夜勤回数や勤務間隔を睡眠が取れる、最低12時間にするための法律、制度はない。また、病院の収入源である診療報酬制度は、月平均9回以内の基準となっているため、全ての看護師の夜勤回数を8回に使用とする動きが生まれてこない

仕組みになっている。このような看護師を取り巻く制度のために、看護師は疲弊している。最低でも週2回以上の夜勤を行っている。朝から夕方まで緊張感を持って働き、家に帰って家事等、家庭の用事を済ませて、ほとんど仮眠もとらず、午前0時に出勤し、朝の9時まで勤務をする。また夕方から夜中まで働いて、ほとんど睡眠をとらないまま、次の朝から昼間の勤務に入ることもある。これに、人不足のため超過勤務が加わる。普通の日勤が終わり、2から3時間の超過勤務、夜中に勤務が終了となる準夜帯では3時から4時の場合もある。夜中から朝の9時までに終わる場合は、日勤者の昼休みに重なる頃の帰宅、16時からの2交代夜勤の場合は勤務と勤務の間隔は空くが、16時間の夜勤に入る1時間前に早出をし、患者の状況に合わせ、情報を把握するという現状となっている。せめて勤務間隔が12時間あれば安全に仕事ができる。また、人員不足ということで決められた時刻に休憩ができないことや、急いで食事をして、早く切り上げて勤務に戻るということもある。準備時間を設けないと仕事が回らないのである。有給もあるが、希望する日はほとんど取れない。誰かに迷惑がかかるからである。疲れ切ってはいるが、それでも患者には迷惑をかけられない、医療事故を起こしてはいけない、安全、安心の看護をするため必死で頑張っている。こんな現場に耐えられず、退職する仲間が後を絶たない。

昨年成立した、医療介護厚生総合法は医療機関が医療従事者の勤務環境改善を求めると、都道府県は医療勤務環境改善支援センターが開設されたが、法律で定め、神奈川県でも神奈川労働局、医師会、看護協会が運営されている。しかし、この医療勤務環境改善支援センターでは、増員、労働条件、診療報酬の改善は含まれていないため、抜本的改善にはなっていない。看護師の夜勤は避けられないが、元気で健康な状態で働き続け、患者に笑顔で良い看護を提供する、疲労回復のための睡眠時間の確保が非常に大変だと思う。看護師の離職を防止するためにも、国が看護師の勤務間隔を最低12時間空けるようにという仕組みを作ることをはじめ、制度が改善されるよう意見書の採択をお願いします。ついては、前回の陳情にもあがっているが、5局長通知、6局長通知ということで、日本医労連としても、いろいろと雇用の質を高めるための戦いをしている。よろしくをお願いします。

<質疑>

露木

昨年と同じ時期に同じ陳情が提出されている。それから1年経過したが、その間の変化はあったのか。また、全国的にこの内容の陳情をあげていると思うが、大体どの程度の自治体で採択されたのか。

牛込氏

採択がされたのが47都道府県で、17の地域である。県内で夜勤実態調査をしたが、15病院で168床、病棟の4,289人を対象としたものである。もちろん国公立病院などが参加している。夜勤回数、勤務者の実態などを陳情させていただいた。

委員長

17の地域というのは、全国で17都道府県ということか。

牛込氏

そうである。

- 露木 県内の市町村単位での状況は分かるか。
- 牛込氏 県内では、昨年だと 6 市町村が採択された。介護の方は、継続審議も含んでいる。
- 渡辺 1 点、実態として看護師の方は夜勤はつきものであるが、代表的なシフトを教えてほしい。
医療勤務環境改善センターというものが県内でも開設されてるが、この活動は、研修相談はされているようだが、その他勤務条件の改善などには働きかけはしているのか。
また、看護に関わっている方の年齢、世代交代がきちんと進んでいるのか、それとも上手くいっていないのか、高齢化が進んでいるのかを教えてほしい。
- 牛込氏 1 点目、現状としては 3 交代制だと、日勤、準夜、深夜となる。2 交代制だと、日勤、夜勤となる。時間帯は 8 時間交代制が入っているのが 3 交代制である。2 交代当直制は、準夜、深夜を一括した当直制の夜勤である。県内 163 病棟の中で、3 交代制を取っているところは 60.7%、2 交代制は 19% である。3 交代、2 交代の両方がある病院は 7 病院あり、4.2%、2 交代当直制は 4 病院で、0.24% となっている。
2 点目、医療勤務環境改善センターであるが看護協会では夜勤ガイドラインを出している。その中にも勤務間隔を 12 時間空けることと入っているが、実際には、研修制度を含め、いろいろと研修とかけて支援をしていくことは打ち出されている。しかし、人材確保のため労働環境を改善することについて、夜勤を月 8 回にするということは言葉上はあがっているが、人材確保についての線引きをしておらず、そこが 9 回、10 回となり看護師が疲弊してしまうという実態が出ているという調査であった。
3 点目、平均年齢は 28.9 歳である。看護学校を卒業され、現場に残られて勤務されている。実際に産休に入り、33 歳から 38 歳辺りの方が、子育てなどで勤務ができない状態にあり、抜けてしまうということが多々ある。夜勤ができないため、正規職員から非常勤になったりということがある。夜勤ができないということが非常にネックになっており、夜勤者の確保とはなっていない。そういう所で、院内保育所を設置している病院もある。そうはしているが、なかなか夜勤ができる看護師は少ない。夜勤をしている平均年齢は 50 歳代である。20 代半ばから 30 代前半までは夜勤をしてもらえるが、間抜けがあるということ。現状としては 40 代後半から 50 代のメンバーが勤務している。
- 渡辺 3 交代制の準夜勤とは、時間としては何時から何時までの勤務か。
- 牛込氏 16 時から 0 時が準夜勤、0 時から 9 時が深夜になる。引き継ぎ時間が重なっており、それは恐らく 30 分前後の時間である。
- 野地 昨年の 10 月 29 日にも陳情があがっており、二宮町議会としては陳情を採択し、意見書を提出している。その中で私は賛成をしていない。今回の陳情項目は一字一句同じままであるので質問をする。現状として人材不足である

ということが1番の改善点であると思う。昨年の話だとストレッチャーを2人で動かすものであるが、実際はできていないとか、患者をなるべく動かさないということが実態であるということを知った。それから1年が経過し、全く同じ陳情項目であるが、何も変わっていないという思いなのか、何か少しは変わったという思いなのか。

2点目、陳情項目の2、自己負担を減らすとあるが、私はこの一文で賛成をしていないが、先ほどと同様に人材を増やさないといけない、環境を良くしなくてはいけないことが最優先であるのに、これは逆効果と思う。なぜここで利用者負担を下げ、人材を増やしたり、報酬を上げることができるのか、自分たちの首を絞めているようなものである。その点について考えを教えてください。

牛込氏

1点目、一般病棟と療養病床もしくは介護支援地域包括病棟など、病棟の削減が進んできた。今いる人材のなかでということであるが、現状としてはベッド数に対し、看護師がいないということで、基準を満たせない。その基準を満たすため、稼働するベッドは削減し、医療事故などを無くそうと現場では行っている。そこは利用者を削減せざるを得ない、ベッドを稼働させず、縮小している。当院でも20床以上は空いている状況も多々ある。

2点目、保険料が高く、患者から診療報酬としていただいているが、やはり国民のそのような点で、経済的、社会情勢的にも生活が厳しいということもあり、保険というものがある以上、きちんと患者に利用していただく権利として保険料を納めていただいているなか、できる範囲をやっていただくと。窓口払いが厳しくなると、我々も病院で受けられない状況になっている。

私の病院は全日本民主医療機関連合会(以下、民医連)に所属しており、無定診療というところもある。ただその点でも貧困格差があり、患者負担も大きくなっている。その点から2点目、3点目を挙げている。

委員長

説明の中の無定診療とは何か。

牛込氏

無しの「無」と定額の「定」と「診療」と書く。「無定額診療」ともいう。民医連で行っている生活困窮者の方々に生活保護は受けられないが、例えば地域に独居で高齢者が一人暮らしをしていて、なぜ病院に來れないかということ、保険がなかったりすることがある。その点で我々が皆さんに相談に乗っていただき、それが患者にとって入院生活から出て、自宅に戻れるという診療費用の部分で生活保護申請をしたり、それに対しての我々の持ち出しなどを行っている。

野地

そうすると、やはり人材不足のために今あるベッドが使用できず、受け入れもなかなかできないという状況はあまり変わっていないと受け止めた。

2点目の自己負担を減らすということは、利用者のことを危惧していると取れた。今回の陳情はそうではなく「医療・介護実現と夜勤改善」という病院側が陳情している。これはまた別ではないかと思う。自分たちに対して足かせ、なぜお金が必要なのになぜ利用者負担を減らすのか。そうであればこの点は削っても良いのではないかと思う。陳情項目の3を抜かないのはなぜか。県内においても33市町村中6市町村しか採択をしていない。気持ちは

分かるが、どこかで引っかかる点がある方もいると思う。この陳情項目3は自身の足かせにならないかという質問。

牛込氏 確かに毎年同じような陳情であるが、我々もこの点は議論を重ねた。我々も国民である以上、ここをきちんとあげないといけないということが結果である。

前田 看護のための労働改善を要求するということであるが、医療機関に必要とされる人の数を減らせば、当然看護を受ける人も減り、労働環境は改善されると思う。その点は啓蒙活動、健康長寿を延ばすため、最期まで医療機関にかからずとも生活できるということで、何か考え、方策はあり行動されているか。

牛込氏 その点に関しては、各院所ごとに活動的なことは多々行っている。健康増進する健康ケアセンターではないが、私のところでいうと認知症ケアや予防策、その点を網羅する健康診断の進め、推進など地域、町ぐるみでやろうという基盤組織となっている会があるので、そちらを進め、加入をし、活動をしている。他の自治体でもそのようなところはあると思う。健康増進のための催しを進めたりしている。また病床について、地域包括ケア病棟、病院で急性期を終え、在宅もしくは施設にという方針が国より出されている。そのところで、私の病院でも地域包括ケアで在宅復旧、退院支援をするということで取り組んでいる。

前田 医療機関にかかる前の啓蒙活動が足りないと思う。看護に携わる方々の改善を要求されているが、それ以前である。当然、患者、利用者の自己負担を減らせば、必要のない方までが医療機関に出向くようになってしまう。町中のポスターを見ても、看護師、介護士たちがこうしていけば、医療機関にからなくて済むという啓蒙活動が不足していると思うがどうか。

牛込氏 啓蒙活動が少ないという所も現状としてある。ましてや看護職員として現場で働きながら、地域の方々の利用している患者の方々の家庭訪問や、気になる患者訪問などもしている。その中で健康でいきましょうという所は、先ほども話した基盤組織でサークルを開いたり、健康に関する便り、健康増進のための教室を開いたり月1回以上行っている。その中で、陳情で求めたのは夜勤改善という点で、全産業の中で、看護職は女性で20%代しかいない。その中で我々の改善も含まれているということをご理解いただきたい。

二宮 大幅増員ということであるが、例えば子育てに入った場合に離職をしてしまうと。職場環境を整えるようなものが分かっているながら陳情項目に入っていないというのはどういうことか。昨年の同じものというのはなぜか。

牛込氏 私の病院のことでしか話せないが、ほかの国公立病院でも独立採算になった時に、看護師を確保するために院内保育所を設けているところが多い。しかし、努力はしているが院内保育所は0歳から3歳までしか受け入れることができない。低学児、小学校1年から3年生位が預けることができない。ま

た、多くの人数を預かれない。19世帯で19人が限度である。低学児の間は4月、5月は午前中で帰ってくる。そうすると鍵っ子にはできないし、学童保育も準備されていない。企業努力としては全て持つということが理想ではあるが、そこまでの予算はない。本当にギリギリの院内保育の確保となっている。他の話も聞くが、外注の院内保育を設けていると。しかし、時間にうるさい、帰りはまだかなど、さらには有病者、熱が37.5度以上ある子については預かれないということもある。勤務としては常勤勤務はできないとして非常勤に変更したりということも多くある。院内保育ができるところは必死に戦ってはいる。

二宮 小さい子が絡むので難しい問題ではあるが、その点を改善しないと大幅増員というのは無理かと思う。前向きな姿勢を協議する場はあるのか。

牛込氏 2年前にそのような場を設けた。当初私の病院も70周年という古い病院であった。自前の院内保育所があったが、2001年に新病院になり、休止をしていた。2、3年前に支援が入った時に、外注で院内保育所をお願いした。やはり制限があり、保育士2人で何名までという規制があり、その点子育てをする人を集め、どういう保育を希望するかという論議などもした。組合としてもその話は出した。また、年1回子育て中のお母さん方のアンケートを取ったりして、主催は組合側であるが労働者として看護職員の集会をしている。

二宮 こちらの陳情も理想論だと思うが、観点を変え、大幅増員、処遇改善をする方が良いのではないかと感じた。

＜執行者側への参考質疑＞

野地 陳情項目3の自己負担について、先だっでの当初予算についても民生費、衛生費は追加で予算を取っており、これは一般会計から特別会計への繰り出しをしている。今回利用者負担を減らすということは、会計時に2割負担であった人が1割になるということである。そうすると町の財政からして、さらに予算が増えるのではないかと危惧をしているが、現状としてはどうなのか。

保険医療課長 やはり負担額が変更すると、保険料に影響してくる可能性はあると思う。

野地 影響するということは、一般会計を圧迫すると受け止めたが、その理解は正しいか。

保険医療課長 現在、二宮町は一般会計からの繰入金はしていない。そこは維持したいと考えている。町としてできることは医療費を抑えることであるが、国の施策として負担額が変わってしまうと、それが町にどのように影響するのか、器具するところはある。

根岸 地域包括ケアシステムとの連携は。今までも医療関係機関との意見交換をしてきたと思うが、その辺で感じている勤務実態の辛さ、町のシステムにも辛いものを与えているなどの感覚はあるか。医療との連携、体制、地域支援

としては薄い間隔があるので、その点はどうか。

健康長寿課長

病床の変更で地域包括ケア病棟などとお話しがあったと思うが、そこで国も病院から在宅へというシステムの移行をしており、そのつながりが地域包括ケアシステムの重要な部分になっている。現状は病院にも相談センターがあるので、包括へ直接連絡があったり、町の高齢者担当へ連絡があり、地域とつなぐということで行っている。高齢者の方が増えれば、ニーズも増えるので、システムの強化をしなければいけないところ。今、包括支援センターと、町、病院の相談センターなどと連携してやっているが、今後ニーズの増加があるので、中郡医師会の先生方、東海大病院にも検討、研修の場に入っている。今後そういった場所を強化していくために検討をしている段階である。

根岸

具体的に人手で不足という話もあるか。

健康福祉部長

ケアについて、それぞれの所で連携をしていく。それはそれぞれの箇所がきちんとしていないと連携が取れない。例えば地域が崩壊してしまったらその場所との連携が取れない、医療機関、町もそうだと思う。それぞれの機関、それぞれの問題はあと思うが、今回の地域包括ケアシステムは、陳情とは別の話かなと思う。個体がしっかりするように陳情を求めていると思う。

根岸

二宮町が作ろうとしているシステムの中から実態が見えると思って聞いた。

休憩 10時52分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10時52分

<意見交換>

野地

自己負担を増やすということが気になる。陳情に採択するか、しないかというのは、陳情項目に対して100%の賛成であると思っている。自己負担を減らすということについて、早く進めないといけない改善を足止めしてしまうのではないかという危惧がある。さらには、二宮町議会としては町の財政を預かるという点もあるので、簡単に支出を増やしてしまう恐れがあるものに対し、すぐにイエスと言えるのかという点が私としては気になる。みなさんはいかがか。

根岸

私は賛成したいと思っているが、昨年と言いたいことはほぼ変わらず、制度改正をしてほしいということを書いていくべきであろう。自己負担については、前に看護師に意見を聞いたことがあり、生活保護の方にいくらかければ良いのかということであった。今終活などもある。言葉は悪いが、死にたいという方は死ぬという選択肢も取るべきであると。救える命があるのに手を差し伸べられないもどかしさという現場もあると思う。ここについては、誰もが自己負担を減らすというとらえ方ではなく、判断基準はあるが、減らすべき人を厳選して選ぶということができると解釈をさせていただく。

渡辺

私は、基本的に全体の医療費を減らすということは、皆が健康になるしか方法はないと思っている。要するに国に対する陳情であり、税金の使い方である。町民も国民も本当に必要であれば安心して医療が受けられるということと単純に考えている。国に意見書を提出することについては問題がなく、むしろすべきではないかと思う。今回提案しそびれたが、国からは町独自の子どもの医療費助成、これについてペナルティーで出ると。その点については町の議会ですることがあった。むしろ町民の医療を受ける権利をしっかりとさせていくということは、むしろどしどし陳情をすべきではないかという思いである。

露木

私も国庫負担の部分は国の予算の優先順位であると思う。これは、優先順位は高いと思う。

< 討論 >

野地

不採択の立場で討論する。介護、看護の環境を変えることは当然ながらしなくてはいけないことと認識している。何度も言うが、陳情項目3の自己負担を減らすという部分を外した中での陳情をいただければ、変わるかなと思っている。したがって自己負担を減らすイコール行政に対し負担が増えると考えてるので、不採択としたい。

露木

採択の立場で討論する。実態の厳しさというものは良く分かった。先ほどの介護に関しては、現実には追いついていない数字に対し、さらにハードルを上げたという部分で、現実的ではないとし、反対した。夜勤という部分では機械相手の夜勤ではなく、人を相手にするというので、かなりストレスも溜まる状態。そのような中で人と付き合うとなると、セクハラやパワハラいじめなど別の問題が発生するのではないかという危惧がある。そのような面でも大変なことは分かるし、陳情内容もごもっともである。国庫負担についても優先順位はかなり高い位置にあるべきだと考える。

< 採決 >

委員長

陳情第8号を採決する。陳情第8号を採択とすることに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数) … 4 対 2

賛成 根岸・前田・露木・渡辺 各委員

反対 野地・二宮 各委員

委員長

挙手多数である。よって陳情第8号と採択された。
次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(正副委員長一任の声あり)

正副議長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(異議なしとの声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第 8 号の審査を終了とする。

休憩 11 時 00 分

再開 11 時 10 分

**③国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成 27 年陳情第 9 号)
神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成 27 年陳情第 10 号)**

委員長

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成 27 年陳情第 9 号)、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成 27 年陳情第 10 号)を一括議題としたいと思うが、どうか。

(異議なしとの声あり)

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について神奈川県私学助成を進める会、内藤氏のご出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県私学助成を進める会 内藤氏)

内藤氏

神奈川県私学助成を進める会であるが、県内の私立学校と教職員、保護者で作っている団体で、国、県に私学助成の拡充を求める、それにより保護者負担の軽減、そして私立学校で学ぶ子どもたちの教育環境の整備を求めている組織である。すでに 30 年以上の活動の経験がある。

今回提出をさせていただいた陳情であるが、県内の生徒 1 人当たりの学校への補助金であるが、高校、中学校、小学校、幼稚園すべての公私において、全国の都道府県で最下位、またはそれに近い最下位水準である。我々としては、国基準にしてほしい。

私学助成は、高校以外は都道府県の責任において行われているが、実際には国の財源措置がされており、文部科学省予算と総務省予算になり、地方交付税の措置、一般財源であるので必ずしも教育へ使うというわけではないが、この 2 本立てで予算化されている。これを合わせた額を国基準としている。これは県当局者も使用している。これを高校で見ると平成 27 年度で見ても全国 46 位と。47 位は大阪、逆に 1 位は鳥取で、2 位は東京である。鳥取は人口も少ないので 1 人当たりの額が少なく出せるのかという点もあるが、2 位が人口の多い東京都である。財源が豊かということもあるが、その点についても後程触れたい。中学校が今年は 47 位で、昨年も 47 位である。小学校

は、35 都道府県にしか私立小学校はない。昨年は 35 位、今年は大阪より少し上がり、34 位となっている。幼稚園は 47 位で、ここ数年変わらない。その 47 位の神奈川県であるが、14 万 2,236 円の園児 1 人に対する補助金であるが、46 位の滋賀県では 16 万 6 千円である。この差 2 万円以上ある。県の当局者、担当者も最下位で申し訳ないということも言っており、ブービーからも差がある状況。ちなみに県内の私立幼稚園児の割合であるが、全体の約 97%である。全国平均は 80%であるので、そういった意味でも極めて私立幼稚園児数が多いが、補助額は極めて低いという状況になっている。この補助金をせめて国基準並みにしてほしいということを求めており、貴議会でも意見書を上げていただきたい。

また現在、自治体間格差が大きく問題になっていて、課題となっている。神奈川県は補助額が低いと、ただし県の財政力指数は極めて高いと、県自身も認めている。例年財源不足を県は言っているが、県債を出すにあたり非常に神奈川県は優良財政であると宣伝をして発行している。その中で低い水準であるが、これは国の制度が大きな問題であると考えている。文科省予算で出されている国庫補助の割合は少ない。大方は交付金措置がされている。都道府県により、交付金支給額は違う。ただし、交付金措置をされていないながらも、それだけ出している。都道府県の財政力により、どこで子どもたちが学ぶかにもより、教育環境も大きく変わる。これは、同じ日本で、同じ税金を払っている中で、大きな問題である。国がきちんと調整をして、全国どこでも同等水準の教育を受けられるようにすべきと考えている。ちなみに神奈川県の学費は全国 2 番目の高学費になっている。これは補助金が低いということ、また都市部であるので人件費、施設経費等も掛かるということもあり、非常に保護者負担も重くなっている。

最後に、子どもたちへの直接補助金であるが、基本的には都道府県の扱いである。しかし、現在高校無償化に伴い、就学支援金という制度があり、現在所得制限は付いているが、年収 910 万円までは月額約 1 万円の補助が国より出されている。これに神奈川県が補助金を乗せ、一体運用で出している。ただ、この補助対象が授業料のみになっており、私立学校の学納金には、施設費等が含まれているため、全額補助の対象となる生活保護世帯でも、約 20 万円の施設費の負担が残っている。この他に教科書代や交通費、制服代もあり、低所得な家庭でも重い負担がある。埼玉県や東京都では、施設費も含めた学費全体を補助対象としており、特に低所得者の方の補助が充実してきている。ぜひ神奈川県においても学費全体としての補助にしてほしいと考えている。よろしく願います。

<陳情者に対する質疑>

渡辺

交付税の中で措置されている全額が県内では私学助成にそのまま回っているわけではないという理解で良いか。

また、陳情書にもあるが耐震の問題について対応が遅れているということがあるが、学校により震災時にリスクが変わるということが良いのか。

内藤氏

交付金の使途については、我々はよく分からない。国庫補助はそのまま使われることは間違いない。交付金措置がどのように使用されているかは分からない。ただし、交付金の全額が出ていないということは承知している。実

際どの位かということも公表されていない。さらに生徒1人当たりの割戻額は、計算上出ており、県からも教えてもらえる。しかし、それがどのような割合かということは分からない。ただし、実際の単価を見るとかなり低いので、言葉は悪いが、神奈川県私立中学高等学校協会という経営者(校長)の団体もあり、その会長が県によるピンハネだとも言っていた。公の場ではあまり良い言葉ではなかったが、協会の会長も言っていたので、我々も県によるピンハネだと言っている。

2点目の耐震について、現在国庫補助で耐震工事の付帯工事についてかなりの補助が出ている。以前は耐震工事のみであったが、現在は耐震のための建て替えについても国庫補助が出ている。ただし、神奈川県の施設設備についての補助金は実際にはなく、ただ借入をした時に一部補給というということはしているが、工事そのものに対する補助はない。我々も再三お願いをしている。県によっては、本体工事についても補助を出しているところもある。また、学校によって耐震度に差があるのではということについて、実際にそれはある。耐震診断で工事が必要と判定されても、各々の学校の財政力により、国庫補助が付いたとしても2分の1であり、自前の財源も必要になり、それが十分に担保できない学校は工事に踏み切れないという状況。今、かなりの学校が耐震工事、建て替えが済んでいると言えるが、まだ不十分な学校もあることは承知している。

前田

陳情趣旨については良く分かる。高校に限り伺うと、県は年度ごとに中学校卒業生の人数から、県外の高校へ行く生徒数を予測し、県内の高校へ通うであろう生徒数を予測し、公立と私立が共存できるよう、それぞれ定員の割合を決めていると思う。そこで公立高校の定員を増やせば、公立に行きたいが、やむを得ず私立へ行く生徒が減り、そういった家庭においては経済的にも助かる家庭が増えるのではないかと思う。その点について伺いたい。

また、助成金について生徒1人ひとりに配分されるのか、学校ごとに直接入るのか。

内藤氏

1点目について、神奈川県の全日制高校への進学率は90.1%である。この間90%を切っており、全国最下位もしくは46位である。極めて低い水準である。また、定時制、通信制高校に進学している割合は、5%以上あるので、全国平均の約2倍となっており、全日制高校に通えず、定時、通信制に通う生徒が多いのが神奈川県の特徴である。定時、通信制高校の場合には中途退学者が多いのもご存じかと思う。その中で、今神奈川県の私立高校55校あるが、約半数の高校が定員割れを起こしている。全体的には90%以上埋まっているが、これはずっと続いている状況である。現在、県内の高校公募の学校はほぼ全ての学校が、県立高校の滑り止めになっている。これは学力の高い学校も、そうでない学校も、全ての学校が県立に落ちたら行くということになっている。これが現状である。もし単純に公立学校の枠を増やしたとしても、今多くの私立学校の生徒は県立を希望して落ちているわけで、学力が高いため、その生徒たちが公立に合格するということになる。結局学力の低い生徒は公立に入れず、私立に来るということで、これでは解決できないし、私立は存続できない。1つ例を挙げると、大阪が年収910万円までの家庭は、実質的に施設費を含めた学費が無償である。55万円という条件はあるが、そ

れを超過した分は学校が負担するという事になっている。よって大阪では私立に希望者が多く、府立高校は定員割れを起こしているということがここ数年続いている。つまり何が問題かという、学費の公私間の格差が子どもたちの進路を狭めているということが分かる。また、埼玉県では施設費まで、学費全体の補助に、低所得の人たちに補助対象を広げた。今埼玉では、ここ数年来ない私学入学者がいると聞いている。よって、単純に公立の入学者数を増やすだけでは解決しないと考えている。

前田

私学には特待生制度があり、スポーツ等で優秀な成績を収めた生徒たちの授業料や施設整備費等を全額免除し、さらに奨学金を与えている学校も数多くあるかと思う。また、高い施設整備費を払い、学校のグラウンド、体育館の環境が良くなったにも関わらず、特定の生徒のみしか体育施設を使用することができない、体育の授業ですら使用できない学校もあるという話も聞いている。このような制度を見直せば、授業料や施設整備費等が安くなり、一般の生徒たちの負担は減るのではないかと思う。

また、私学の先生方の報酬について、公立と比較して相当高額な学校もあるかと思う。その点について伺う。

それと、私学助成金について学校ごとに行くのかどうかの回答がなかったので、改めてお願いします。

内藤氏

補助金についてである。補助金は年3回(6月、11月、2月)に分け、学校に支給される。

学費補助金、就学補支援金については、学校により対応が違う。元々学費軽減措置であり、対象者の授業料を下げ徴収する学校と、一度通常の学費を納入してもらい、県からの補助金が入ったら家庭に返す方法との2通りがあるが、補助金が後から来るので、学校としては必要な経費等もあるので後から返金する学校の方が多いのではないかと思う。どちらにしても家庭に戻る。

また特待生について、過度な特待生による問題というのは避けるべきだと思う。ただし学費等の問題もあるので、経済的に厳しい家庭は能力があっても特待生制度がなければ入れないということもある。教育の機会均等を保証する制度でもあり、元々の学費が低廉化すれば特待生制度は必要なくなると思う。根本的には学費の問題があるので、それはやむを得ず特待生制度があるということ。それからもう1点、県の行政もスポーツや文化活動で全国レベルの成績を挙げた生徒がいる学校には特別措置(補助金の加算)をするという制度もあり、県も成果を挙げることを奨励している面もある。また、学校の知名度を上げたいという学校の思惑とも一致している。しかし、以前よりは特待生制度は減ってきていると思う。やはり財政的負担が重い。特待生には、学校法人が奨学費として予算化する。支出になっているわけである。よって生徒数が減っているのに対し、奨学生が増えると財政を圧迫するので、数を絞っているのではないかと思う。良い例ではないが、東北のスポーツの強い学校があるが、特待生が多く、教員のボーナスも支払えないという学校も出てきており、大きな問題になっている。しかし、それをなくしてすぐに授業料が安くなるかという、単純にはならないと思う。

教員の賃金について、我々のつかんでいる範囲では、およそ私立学校の平

均賃金はほぼ公務員賃金となる。ただしでこぼこがある。かなり高額な学校もあるが、全体でならせばほぼ同じ水準になる。

もう1点、退職金である。私立学校のほとんどは退職金財団というところで積立をしている。その際の率は、公務員では率が変わるが、我々は定年退職でも自己都合でも一定である。公務員と比較すると低くなっている。

前田 退職金について、公立の教職員の1.5倍程度出ている学校も、この近辺ではいくつかある。それは別にしても、私学の助成金について、学校側がピンハネをしているのではないかという声も、実際に働いている人に聞いている。助成金は学校がプールするのではなく、子どもたちに確実に還元されているのか伺う。

内藤氏 単年度の学納金と補助金、寄付金も多少はあるが、私立学校の財政は補助金と学納金である。学納金のほうが高い。我々としては、2分の1が補助金でと考えているが、実際には補助金収入は平均30%程度で、残りの70%は保護者の学納金である。プール金についてはある。学校法人会計については施設費等の部分が必要である。引当金として最初から将来のためとして、1号基本金というが、組み入れをしている。残りの収入の中で人件費、施設費、教育活動費に使われている。よってプール金がないという学校はなく、全ての学校が基本金組み入れを行っている。ただそれがどの程度必要なのかというところは、それぞれの学校の労働組合のせめぎあいが起こるわけであるが、先生たちは教育へ、経営者は少しでも貯めて盤石な経営をしていきたいという部分がある。そういった意味では、毎年入ってくるお金が、全て還元されているわけではない。しかし、それは法に則った正しい方法だと思う。

前田 施設整備費を納入しても使用できないなどがないよう、施設整備費を納入した全ての生徒が施設を使用できるように進めてほしい。

野地 私学という捉え方、私立大学、専修学校も含めるのか。

内藤氏 今回の陳情の範囲には含んでいない。専修学校などの先生から話を聞く機会もなかなかない。恐らく多くの学校に労働組合がないのではないかと思う。そういった現場の先生たちからも話があがってこない。

野地 学費補助金が出ている。それは生活をするための補助であるので、それは学校でプールしてはいけないと思う。これは大前提で1つ。また、生活保護を受けている方々からも寄付としてお金を取り、学校運営に回しているという報道もされた。生活保護の対象の方の補助金を私学が吸い上げてしまうという現状はどうか。

内藤氏 学費補助金については、全額家庭に返るのは間違いない。
また、寄付についてであるが、近年では寄付金を集めても集まらないという現状である。一部の学校ではそういうこともあるかもしれないが。

野地 90%以上の家庭が寄付をして、その額が3千万円、4千万円となっている

という報道であった。それについては例外な学校であり、遺憾であるという認識でよいか。

内藤氏 そうである。

根岸 問題は義務教育の終了する高校からである。低所得者の教育が保障されてほしいと思う。

1点、神奈川県私立学校制度学費緊急支援補助金というものがあるが、これは対象者が、家計急変事由が発生した場合に補助が出るとなっている。この制度の使い勝手が悪いのか。

内藤氏 この制度はすでに学費補助金を受けている生徒は受給できないと、併用できないということもある。例えば自営業者等の業績不振は証明しにくい部分があり難しい。我々が聞いているところでは、いわゆる会社員であれば、一定の失業給付等も受けれるので、何とかしのげる場合もある。しかし自営業者の場合は、事業自体はしているが、ものすごく収入が落ちてしまうことや、従業員がいる場合、人件費を支払うために頑張っているところなど、補助の対象から外れてしまう場合がある。制度があることは把握している。

二宮 「私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障する」とあるが、私学というのは独自の教育理念についての付加価値が付いている金額だと思うが、無償化された場合、学校で新たに付加価値を付けるので学費を上げるということはあると思うが、私学に対する教育はできるのか。

内藤氏 国際的に見て、特にヨーロッパの先進国では、私学の無償化というものは多くなっている。また、国際人権規約を日本も批准したが、高等教育も含め、無償化を進めるという内容を批准したので、その方向へ進むべきと考えている。

付加価値について、公立学校をスタンダードとすると、それを超える部分については自己負担をすることは今の段階ではやむを得ないと思う。

二宮 そうすると、これが通り、無償化となった場合に、付加価値部分が出てきた時は再び陳情を出されるということか。

内藤氏 今は何とも言えないので、その段階になった時点で考えたい。

＜執行者側への参考質疑＞

野地 私学、特に中学3年生が進学するにあたり、私学助成金が平均レベルになれば、二宮町の中学3年生が進学する時に、内容が濃いものになるのか、そこまでではないのか。

また、それによって町財政として負担を強いられることもあるのか。

教育総務課長 現在二宮町の生徒が私立学校へ進学する割合は20%程度である。
また、二宮の小中学生の就学援助を受けている割合が10%程度である。私

立へ通っている生徒がどのような状況で上がっているのか、状況は様々である。よって一概に補助金を増やしたからといって、状況が変わるかという点、どうなのかという点がある。町財政だが、高校に対する負担金については、育英会を出しているの、直接ではない。また、これから検討するという点も今のところないので、影響はないかと思う。

休憩 11時51分

(傍聴議員の質疑：一石議員)

再開 11時54分

<意見交換>

なし

<一括討論>

なし

<採決>

委員長

それでは陳情第9号を採決する。陳情第9号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：野地・根岸・前田・露木・渡辺 各委員

反対：二宮委員

挙手多数である。よって陳情第9号は採択と決定する。
次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(正副委員長一任の声あり)

正副議長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(異議なしとの声あり)

ではそのように決する。

次に、陳情第10号を採決する。陳情第10号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：野地・根岸・前田・露木・渡辺 各委員

反対：二宮委員

挙手多数である。よって陳情第10号は採択と決する。
次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(正副委員長一任の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(異議なしとの声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第9号、第10号の審査を終了とする。

休憩 11時55分

再開 13時00分

④二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第62号)

<補足説明>

なし

<質疑>

露木 個人番号の記載枠を設けるということであるが、これは未記入であった場合は、受け付けないのか。

保険年金班長 県からは、窓口申請にいらした方の個人番号が未記入でも申請は受け付けるよう指導を受けている。

渡辺 11月後半から個人番号通知カードの配達が始まったようであるが、配達の完了については年内に完了する見込みか。

副町長 町内については、発送が済んでいる。町民課より聞いている。

渡辺 この条例の改正が来年の1月1日であるということで、場合によってはまだカードを受け取っていないということも考えられるのを心配した。
また、行政についても町民についてもメリットがあると考えているが、利用者にとって便利になるということはあるか。

保険年金班長 手続きにおいては、それぞれの場面に必要な書類が省略され、申請者にとって利便性が図れる。

渡辺 国民健康保険に関する手続きはどの程度の頻度か。

保険年金班長 個々で変わってくる。資格取得については加入し続ける限りは1度である。その後、保険診療の部分で限度額適用認定証が必要な場合になると、所得の関係で見直しがあるので、1年に1回お願いすることになる。

休憩 13時04分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時04分

<討論>

渡辺

共通番号制度については、これまで反対をしてきたが、その後議会の ICT 導入の論議で、このこともあり、インターネットと基幹系をシステム上分けるという方針があるが、このことにより業務効率が落ちると見ている。当然児童扶養手当、生活保護などの福祉分野で業務効率化がされるということであるが、その頻度を考えると、むしろ業務の効率化という観点から見ても、私は共通番号制度というのはマイナス面を町政に及ぼすのではないかとこの考えを持っている。

また、この間の論議で分散して情報を管理しているということで、芋づる式に情報が出るということはないと言われているが、最近色々見ているとマイナポータルというものができると。これは個人の PC からデータのやり取りがされるとのことで、ここを狙われるという可能性が高いという指摘もある。民間事業者でも個人番号を含んだ情報が扱われるということで、100%守れるかは疑問である。その中で、マイナンバーの実施には賛成しかねるので、この条例には反対をする。

<採決>

委員長

これをもって、討論を終結する。議案第 62 号を採決する。議案第 62 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4 対 2

賛成：野地・根岸・前田・二宮 各委員

反対：渡辺・露木 各委員

挙手多数である。よって議案 62 号は可決された。以上で議案第 62 号の審査を終了とする。

休憩 13時07分

再開 13時08分

⑤二宮町介護保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 63 号)

<補足説明>

なし

<質疑>

露木

個人番号の記載枠を設けるということであるが、先ほど質問をした時に、番号を記載しなくても不利益はないということであった。添付書類が減ることであるが、記載をしなくても、町側でマイナンバーを照会して添付書類はなしということにはならないのか。

健康長寿課長

マイナンバーについては、基本にご自分で記載をしていただき、提出をしていただくと。照会をするということは基本的にはできない。本人に申請

をしていただくということになる。

露木 記載しない場合は添付書類を付けるということになるのか。

健康長寿課長 その通りである。

休憩 13時10分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13時10分

<討論>

渡辺 この個人番号の利用については、町民が利便を享受できる場面は非常に限られている。資格取得や届出の際のみに限定される。それに対し、想定されるリスクが大きいこと、それから新たな箱ものを作って維持することによる財政的なむだという点も危惧をしているので、これまで通り、他の条例と同様に反対をしたい。

<採決>

委員長 これをもって、討論を終結する。議案第63号を採決する。議案第63号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4対2

賛成：野地・根岸・前田・二宮 各委員

反対：渡辺・露木 各委員

挙手多数である。よって議案63号は可決された。以上で議案第63号の審査を終了とする。

休憩 13時11分
再開 13時12分

⑥二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第64号) 二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第65号)

委員長 二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第64号)、二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案第65号)を一括議題としたいと思うが、どうか。

(異議なしとの声あり)

では、一括議題とする。

<補足説明>

なし

<一括質疑>

渡辺

今回上程されているのは2条例だが、保育士が必要な場面というのは二宮町でも他にあるが、それらは、県とか国の法律によって行われているので、今回はふれていないという理解でよろしいか。この試験の回数を増やすということで、保育士になりやすいというか、保育士の受験資格、もしくは試験内容について従来のものと変わりはないという理解でよろしいか。というのは、こういう形になると特区保育士の資格は、3年間は県外では通用せず、3年たったときに全国で通用する資格であると聞いているので、何かそこにギャップがあるのではないかと心配している。

子育て支援班長

保育士の定義だが、保育士の採用をする場合に、町でも条例を定めているが、子育て支援に関する事業について、町の条例で保育士を定義しているものについて、今回地域限定保育士という資格を追加した。資格要件は、通常の保育士試験に準じて、同じ科目で試験を実施する。通常の保育士試験で合格した科目については地域限定保育士試験では免除される。地域限定保育士試験で合格した科目も、次回の保育士試験で免除されるということで、緩和されているということである。

子ども育成課長

保育園とか認定こども園、あと心泉学園のような児童養護施設であるとか、いろいろなところで保育士の業務がある。こちらについては県が認可を行うということで、神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例というものが、県の方で改正されて、町が認可監督を行うものは、今回挙げたふたつの条例に関わるもの。地域限定保育士試験の関係は、今まで全国の試験が行われていたが、実施者は同じところが試験をつくり、同じレベルの試験を行うということである。制度上年1回だけだった試験を、特区を利用して神奈川県独自というか、他にも大阪府であるとか、沖縄県であるとか、そういったところもこの制度を活用している。神奈川県だけでなく、他の地区も一斉に行われる試験ということになる。3年後全国に出たときにギャップというものは無いと解釈している。

渡辺

この2条例以外で、県の条例で、町で活躍している保育士については地域限定保育士が追加されるという理解でよろしいか。試験のレベルについても同じレベルのもので、受験機会が増えるということで、保育士になりやすくなる、一助になるということで理解したい。二宮町で保育士の必要数と就業者数についてギャップがあるのかということについて確認したい。現在、保育士として仕事をしていなくても、福祉の資格を持っている人はつかんでいるのか。

子ども育成課長

町内において、保育士の必要者数、従業者数について、現時点では各保育園では人数がそろっていて、保育士定数という、児童数に応じて人数は決まっている。それはすべて確保できている。例えば欠員が生じたりして、新た

に探すとなると非常に探すのに苦労している。これは二宮に限ったことではなくて、県下全域の市町村が苦労しているということである。あと、現在仕事をしていないけれども資格を持っている、いわゆる潜在保育士というものについては、人数を把握していない。県では保育士支援センターを立ち上げ、潜在保育士の掘り起し、就業に向けて再就職のセミナーを開いたり相談会を設けたり、保育士人材バンクという形で登録するなど、県下全域をみた活動をしていただいている。町内の保育園でも、そういったところに求人を行っている状況である。

渡辺 定員を満たすだけの保育士は確保されているが、新しく探すとなると難しいということ。全体の処遇、待遇について、他の産業と比べて厳しいのではないかとこの声も聞いているが、そのへんの認識はいかがか。

子ども育成課長 保育士は厳しい仕事であって、その割に給料がという話は以前からあった。国の方でも対策に動き出していて、これまで保育所に出す運営費とは別に、処遇改善の特別な補助金などもあった。それが平成 27 年度からの子ども子育て支援制度の中で、通常の運営費、給付費という言い方だが、その中に処遇改善分も含めて単価が決まっていると。それでさらに民間保育園については給付費の計算の中で、処遇改善加算というものがあるが、そのうちの 3%ないし 4%は実際に保育士の賃金・給与改定があったとき、ボーナスなどに充てるということまで決まっている。そんなことで、保育士の処遇改善は随時図っているということ。

渡辺 この問題は大事だと思うので、子ども子育てがまちづくりとなっていくと思うので、特区限定保育士のみならず、いろいろな施策を実現していただきたいと思う。

露木 処遇改善の件で、町立は関係なく、民間の話なのか。

子ども育成課長 給付費については、これは民間にしか出ないものである。公立はもともと市町村の責務ということで、数年前から国庫等は付いていない。町立の職員については、事務職員と同様に町の給与表に基づいて処遇が決まっている。

露木 町職員の給与と民間の給与の差は。

子ども育成課長 民間保育園については、それぞれの法人が独自に規定している。一概にどのくらいの差ということは把握していない。一般的には、民間の方が安いと言われている。処遇改善加算という給付費の項目があるという話をしたが、以前は民間施設給与改善加算という名称で、民間にだけ、公立との格差をなくすために出していくというもの。

休憩 13 時 27 分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 13 時 27 分

＜一括討論＞

なし

＜採決＞

委員長

議案第 63 号を採決する。議案 63 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 63 号は可決された。以上で議案第 63 号の審査を終了とする。

続いて議案第 64 号を採決する。議案第 64 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 64 号は可決された。以上で議案第 64 号の審査を終了とする。

⑦二宮町ふるさとの家条例を廃止する条例について(町長提出議案第 66 号)

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

前田

平成 7 年度から生涯学習の研修施設としてきたが、利用者の減少などに伴い、二宮ふるさとの家を廃止するにあたり、本条例を廃止するための提案ということだが、ふるさとの家の目的、位置づけはどのようなものだったか。この条例をみると、生涯学習というより、単に集会施設としてしか理解できず、このふるさとの家本来の姿とはかけ離れてないかと思う。廃止後はどのようにしていくつもりなのか。

生涯学習班長

ふるさとの家の目的は、町民をはじめ、いろいろな方の生涯学習や研修の場、サークル活動など多目的の機能として、貸館として運営してきた。廃止の後、現在は教育財産となっているが、廃止により普通財産として、所管が公共施設課となってその後について検討するということである。

前田

この家は、明治 20 年に建造され、築 130 年近くたっている建造物なので、歴史的・文化的建造物だと思う。中にある囲炉裏等については考古資料、民俗資料、その他有形の文化的所産であると思う。これは歴史上、芸術上の価値が高いものだと思う。二宮町の有形文化財として、町が管理するか、管理を委託してもおかしくないと思うがどうか。二宮町の有形文化財としては、現在どのようなものがあるか。

- 教育次長 町の指定文化財云々という話だったが、班長が説明したとおり、ふるさとの家としては用途廃止をしたのち、普通財産として公共施設課が所管する予定。その段階で、今後の予定について、町民、関係者の意見を聴いて決めるということで、担当部局から話は聞いている。その中で、そのような話になれば、教育委員会としても、文化財保護委員会があるので、そちらについて教育委員会が建物が文化財としてどうなのかということで、諮問して意見をいただくという場面は想定できる。
- 生涯学習課長 町の指定文化財は 13 件あり、薬師如来坐像、川勾神社の古文書、等覚院の藤の木、西光寺のカヤの木、タブの木といったもの。あと、蘇峰堂記念館の庭園など。
- 前田 建造物としてはあるのか。
- 生涯学習班長 建造物は無い。
- 前田 閉鎖後は公共施設課に移管して検討ということだが、私としては古民家として有形文化財として保存し、町の歴史的な写真であるとか、展示するなど工夫していただき、歴史的建造物として、ふるさとの家の存在すら知らない町民も数多いと思うので、広く町内外に存在を発信し、生きた教材として活用してほしい。
- 渡辺 今回のように、目的を外した施設は、公共施設課に移管するというのがルールなのか。9 月議会で、私は今後について訊いているのだが、用途廃止したあとは、民間活用を含め、可能性をあらためて模索するために、町民のかたからあらためて意見を聴く。あと職員で組織する庁内会議で検討するという答弁があったが、これについては具体的な記述とか、平成 28 年度内に方向性を決めるだとか、これが無かったので検討されるのかということが『2 点目にある。それに関連するが、今後どうするかということでは、今は財政的な論議もされている。要するにこれにお金をかけることができるかどうかということ、あとは文化財としてどうかということ、施設として利用はどうかという論議があると思うが、この程度の補修をするにはこの程度の予算が必要ではないかということ。ただではいくらかかるかということが分からないので、最低どのくらいの費用がかかるのかという調査のための費用が無いと担保されないのではないかという心配をしているわけである。移管したあとの管理がどうなるかということ、当座方針をきめるまでにどのように管理するのかということについてどうか。
- 教育次長 財産の管理については、二宮町の財産規則に規定がある。ラディアンにしても目的があるような施設については担当課長、今回ふるさとの家を廃止して普通財産にしようと言っているので、普通財産の管理については公共施設課長と明記されている。9 月議会の一般質問で総務部長が答弁しているが、その後の具体的なスケジュールはまだ明確になっていない。私の個人的な意見としては、方向性を見出すのに何年もかけるような施設なのかと思う。なるべく短い期間で方向を定めるべきだと思う。

渡辺 条例が廃止されて移管されると、これまでのような使用はできなくなると
思うし、使われない期間が長ければ傷んでいく。調査をすとなれば、古民
家の専門家などに依頼することになろうかと思うが、その費用が予算化され
ないということであれば、一定の期間を設けて話し合うという機会が担保さ
れないのではないかと思う。廃止後の管理については。

教育次長 普通財産とはいえども貸出ができないわけではない。担当課の考え方もあ
ろうかと思うし、目的によってかかる経費も変わってくる。単に貸館である
ならば、人が集まるので設備改修が必要だし、文化財としてなら現状維持の
ための費用となる。利用目的によって費用も変わる。

副町長 次長が答弁したとおり、普通財産とすることで用途が広がる。使用につい
ては、申込みがあれば使うことができると解釈している。今後、この施設を
どうしていくのかということが課題となる。120年の歴史がある建物といえ
ども、町として持ちこたえられるかということ。トイレは仮設的なもので、
雨戸から何から改修しなければならない。文化財保護委員に見ていただいて、
その価値を見極めていく必要があると思う。一色には、ふるさとの家よりも、
現在も居住しているもっと歴史の古い民家もあるので、そのへんの見極めは
難しい。

渡辺 いろいろな意見が町民の中にある。存続を訴える声もあれば、財政のことを
考えてどこかで決断せざるを得ないという声もある。それを話し合う、検
討する機会が必要だ。条例廃止後のことがまったく担保されていない状況で
は、いたずらに放置されれば建物は傷んでくるし、防災上、防犯上の問題も
出てくると思うがどうか。

副町長 普通財産として利用はできるということ。方向性がつくまでは、現状のま
まで使用することは可能だということ。

露木 公共施設課に訊いたところでは、やはり、今申し上げられることは無いと
いうことだった。そのような中で、極端な話、公共施設課で売却という話に
なったとき、金額が低ければ議会は通らないとか、例えば大磯では町民活動
としてやっているのだが、皆で土壁塗って直そうとか、昔大工だったかたに
協力を頼んで修繕してもらおうとか、それも生涯学習のひとつと思うが、その
ような使い方もできる。売却か、町民に利用してもらおうかという対極だと思
う。条例を廃止してしまうと、議員として関われない部分になってしまうの
ではないかと思う。普通財産となっても貸付はできるということだったが、
(申請の)書類がととも増えたり、審査が入ってくるということで、今まで
とおりのわけにはいかないのではないか。なぜ、今この時期に、公共施
設課で方針が出ていない時期に条例廃止なのか。

教育次長 この話は4月か5月に、議会全員協議会で皆さんにスケジュール説明をし
ている。それにのっとなって、スケジュール通り進めてきた。その間、利用者
にはきちんと説明申し上げ、課題の整理もしたつもりである。4月以降これ

まで、私なり総務部長なりが回答している。4月以降の動きについて、不明確だというのは意見としては分かるが、早期に方向性を出せるよう協力については努力していくつもりである。

露木

廃止のスケジュールは良いとしても、今後の検討についてのスケジュールは同時進行であるべきではないか。廃止するなら、今後どうするんだという話が高まって廃止。いくら今まで通り貸付できるといってもこれまでのように気軽に借りることはできないということは、町民にとっても不利益だと思うので、教育委員会としては廃止に向けてスケジュール通りだと思うが、今後に向けては見えないままというのはどうなのか。これは町長か副町長に伺いたい。

副町長

今後どうするかということは大事な問題。この話はかなり前からあった話で、当時、皆さんは噂でいろいろ聞いておられるようで、処分の話も飛んでいたようである。廃止というのは利用度が少なくなって、今後あれを町として維持できるかどうかということ。施設を維持するということは、何らかの費用がそこにかかってくる。野外活動に使えるなど、あるに越したことはない。しかし、あつてだれが維持するか、費用をどのように捻出するか。以前は処分という話も出てきたのだと思うが、利用者、管理者から、何とかあの場所を存続できないかという話があり、ここで一応、ふるさとの家としての機能は廃止する。ただ、今後についてどうするかを議論していきたいということで、行政が何でも出すということではなくて、例えば民間、NPOに利用していただくことを模索することも必要だと思う。来年度に向けて、公共施設課の再配置等も含めて、ふるさとの家についても来年中に検討の中身として考えなくてはならないと思う。

露木

町負担でということが、難しいのは、私個人としても思っている。古民家だからこそ、応急処置をしながら利用していくというやり方をしているところもあるようなので、例えばそのような部分を町民にやっていただくとか、県外の人にアピールしていくとか、訴えかけをしていただきたい。ここで廃止ということになると、喚起されるというか、どうなってしまうのかということで、非常に注目を浴びることになる。それを利用して、それをチャンスにして町民、町外に訴えかけていってほしい。それは、担当課を変えないとできないことなのかどうか。

副町長

先ほどから話しているように、利用の幅を広げるということ、これが縦割りということの弊害なのかもしれないが、教育財産というと、その中での範囲の利用ということになってしまうが、普通財産ということでは、幅が広がった中での利用が可能になる。

二宮

使用の幅が広がるといったのは、売却という意味もあるのか。

副町長

処分という話のインパクトが強いようだが、売却は究極の、最終の話だと思う。先ほどの話のように、教育財産としてだと教育的な利用に限られていくということ。普通財産に切り替えることによって、いろいろな角度で利用

できるようになるのではないかと。教育目的という制約はなくなる。今後については、幅広い角度で検討していきたい。

二宮 普通財産とした場合の手続きは増えるという印象だが、今までと同じ目的で使用する場合も今までと同じ申込方法なのか。

副町長 教育委員会のときは1枚で済んだと思うが、普通財産となれば何枚かの申請書類がいるのではないかと思う。

二宮 今の話で、ゆるくなるという印象があったが、申請書類の段階では、内容審査をきっちりやる、難しいものになるという理解でよろしいか。

副町長 そのようなご理解でよろしいかと思う。

二宮 すばらしい財産であると思うので、いちどクラウドファンディングというのか、皆さんから募集をして、平塚の犬猫の殺処分をしていたところを、神奈川県で資金を集めて、譲渡会場に建て替えるという話もあるが、そのようなやり方で古民家を残していただけませんか要望する。

根岸 移管後、公共施設課ですぐに貸出を始められないのか。それすら決めていないようだが、動き出していないような感じに見受けられる。町民の意見聴取のスケジュールについて、対象とか時期はどうか。

副町長 所管替えの手続きが済めば貸出はできるようになる。事務的な手続きなので、時間はそんなにかからないと思う。12月議会で条例が可決されれば、その後手続きを開始するので、年度が明ければできるようなスピードはかけていきたい。町民意見の聴取については、方法もいくつかあると思うので、手法については今後検討していきたいと思う。

根岸 町民意見の聴取ということは以前から言っていたことなので、これから検討というのは遅いと思う。先ほどの話では、来年度中には結果が出る、公共施設との絡みもある、まちづくり総合調整事業の委員会が立ち上がるが、ここにぶち込んでしまうつもりなのかとか、そのように受け取れた。この点のついてはどうか。スケジュールが遅いと思うので、いつごろ決断に入るのかということ。来年度中ということは、もうスケジュールが決まっていて当然だと思う。土地の県道側の方の斜面の、県道と触れているところ、あそこの農地を非農地化していこうという町の意向があるようで、村田町長の名で農業委員会に提出され、まだ決定されていないが、どのような考えがあつてのことなのか。

副町長 補正を上げた際に説明したとおり、町の未利用地をどうしていくかという課題がある。検討する段階で、公共施設の再配置を考慮しながら考えざるを得ない、避けて通れない問題だということなのでふるさとの家もその中に入ってくる。来年の秋ごろまでには方向性を出したい。

教育次長

農業委員会の非農地証明の関係だが、ふるさとの家の底地は6筆(※注)に分かれている。平成5年に土地と建物の寄贈を受け、平成7年からふるさとの家として活用を始めた。本来なら平成7年に目的が明確になったわけなので、地目をここで公共施設用地として変更すべきだった。6筆(※注)のうち3筆が畑となっているので、それを地目変更登記に必要な非農地証明を農業委員会にしたわけだが、これについては農業委員会で認められなかったということで、とりあえずは取り下げをしようということで、内部でそのような話をしているところである。(※注:正しくは7筆・後日修正あり)

副町長

検討については、委員会を立ち上げて、その中で議論するという。庁内ではなく外部委員で、補正予算で報償費を計上した。

根岸

それもひとつだと言っていたので、それも含めた、もっと多くの町民の意見を聴くということで解釈した。町民全体にどのように意見を聴いて、それをどう決断するのかを、町としての工程表を作らないと。それともランダムに聞いていくのか。手当たり次第に意見を聞いていくようにしか聞こえなかったが、計画表は作るのか、作らないのか。施設の維持管理について大変だということから今回の問題は発生しているが、公共施設として管理していくのか、公共施設として持たないことを含めた提示をして町民から意見をもらうのか。

副町長

町民の意見を聴く機会というのは、いろいろな機会がある。委員会の中で、改めて町民の意見を聴くという予定は今のところ無い。公共施設として云々ということだが、あの建物をどうするかということで、もちろん底地のことも考えなければいけない。公共施設としてかしないかは、委員会の中で検討し、判断していく。

根岸

つまりまちづくり総合調整事業の委員会でのご意見が重要視されていくということで受け止めた。結論が出るまでに2か月も放置しておく、あの場所はだめになるのではないかと、だめになったらもっと管理ができないような状況を招くのではないかと思う。期間は定かでないが、全然管理できないといった状況は招かないように、先ほどの答弁では貸出はできますと言ったが、貸出をしますとは言わなかった。でも「する」ということで理解した。施設はだめにしてしまったらおしまいなので、やはり使いながら方向性を定めていってほしい。町民の意見を聴くということでは、間口を広げたのだから、ひとつの委員会の結論にこだわらず、広く意見を吸い上げて、それをどう判断するかはきちんと明確にしてもらいたいと要望する。

副町長

2か月も間をおかれてどうのおっしゃるが、それでは今までどのような状況だったのかご存じなのか。使用状況がどうだったか分かっておられるのか。使用が間を置かず、毎日のように利用があったのなら、このように廃止条例など上程しない。利用が少ないからこうなった。だからそのような言い方には非常に憤慨している。手続きも早くやりますと話している。あと、二宮委員のところ、手続き上の中身については、書く項目が少し多くなるだけの変更ということで、申し訳ないが、先ほどの件を修正する。今までは理

由を書く欄は無かったが、それが増えているということでご理解いただきたい。

野地　　私はこの条例案に賛成だ。確認だが、4月1日からの条例施行ということで、4月1日には借りられると認識した。その場合、施設を借りるには条例や規則が必要だと認識している。先ほどからの話だと、条例や規則が無くても借りられるという認識だが、あらためて条例や規則を作ることになるのか。意見を聴くとなると、それなりに周知、広報をしなければならない。広報、発信のしかたについて考えは。また古民家に興味を持っている民間企業もあるかもしれない。そういった方面への営業などはするのか。

教育次長　　貸出についての根拠だが、普通財産は貸し付けることができる。根拠は二宮町財産規則。そこには貸出に際し明記するものなどが定められている。したがって、新たに根拠を整備する必要は無い。

副町長　　利用度をいかに高めるかということでは、民間、NPOなどの団体に広報していくのが良いのではないかと考えている。委員の皆さんから発信していただければありがたいと考えている。

野地　　二宮町民でもふるさとの家があることを意外に知らない方が多い。公共施設、普通財産とした以上は、町民にもよく周知されたい。売却という話で、噂によると、境界線がはっきりしていないので、売却はできないのではないかという話がある。そのあたりはきちんとなっているのか。

副町長　　売却の話も出たが、それは究極の話であって、私はここでは議論はしたくないのだが、寄贈されるときに、隣接地との境界が明確ではなかったという話は聞き及んでいるところである。そのことは間違いないと思う。

野地　　すると、今も境界はきちんと示されていないということで理解した。要望だが、古民家として120年以上の歴史を持つ家には、一町民として、私も愛着を持っているところである。何とか残せないかということで、そのためには利用率を上げる、もしくは予算の執行額を下げるような策を取らねばならないと思う。そのためにも、町民団体に積極的に声掛けをして、管理していただけるような方法を模索していただきたい。

委員長　　この町は、縮小期に入っている中で、現在の施設を全部持ち続けることは難しいと考えている。あの施設を修繕すればどのくらいかかるかという試算は、教育委員会でしたことがあるのか。

教育次長　　試算はしていない。ただ以前、トイレを水洗化した場合の見積もりを取ったことがあると記憶している。金額は失念した。

委員長　　ぼろいままでおくなら経費はかからないと思うが、修繕ということになれば町にとって負担となる。今後、どのくらいかかるのかという情報は、このような条例提案をする際には出していただきたいと思う。

休憩 14 時 28 分

(傍聴議員の質疑：二見議員、一石議員)

再開 14 時 37 分

<討論>

前田

平成 26 年度には 30 件しか利用が無かったということであるが、7 年ほど前、町のホームページを見るとたしか水曜、土曜、日曜に開館しているということで、私は当時、二宮高校に勤務していたので、総合学習の時間に校長の許可を取って、行って見たのだが、閉まっていた、中を見せてもらうには、事前の申請が必要だということで、そのような手続きについてはホームページに何も案内が無かった。ふるさとの家の今後の方向性が定まっていないということで、定まってから廃止すれば良いと思う。今までの話だと、単なる公共施設としての貸出は例が無いということで、貸出についても申請を出せば有料なのか、無料なのか、書類も多めに記入すれば済むのか、そのへんも定かではない。第 5 次の二宮町総合計画、中期計画素案のまちづくりの方向性 2 として、環境と風景が息づくまちづくりに身近な自然環境、歴史文化と田舎の風景が息づくまちづくりを進め、町の活性化を図るとある。町の自然文化などに触れられ、体験できる機会づくりを進めるともある。先行きを決めずに、担当課を変え、閉鎖するから条例を廃止することについては、それ自体おかしなことであって、条例を大幅に改正するならまだしも、廃止することについては反対する。

渡辺

私は賛成の立場である。この条例名だけ見ると、あたかもふるさとの家そのものを廃止するかのようにとられてしまうが、一般財産として管理が移管されるということで、そのことによって間口が広がることを期待する。やはり結論は出していかななくてはならないので、そのへんのところは一定程度担保されているとみたので、ここから 4 月以降の使用については確実にしていくこと、論議をきちんとしていくことは必要だということで、賛成の討論とする。

<採決>

委員長

これをもって、討論を終結する。議案第 66 号を採決する。議案第 66 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(賛否同数)…3 対 3

賛成：野地・根岸・渡辺 各委員

反対：前田・露木・二宮 各委員

可否同数により、二宮町委員会条例第 15 条の規定により、委員長がこの件に対し採決する。議案 66 号について、委員長は可決とする。以上で議案第 66 号の審査を終了とする。

⑧リサイクルセンターの整備運営に関する事務の委託に関する協議について

(町長提出議案第 68 号)

<補足説明>

町民生活部長

ご審議いただき、議決を経たのち、来年 1 月に当規約に基づき大磯町と協

議し、2月に協定書の締結となる。

生活環境課長

資源ごみ、不燃ごみの処理における規約については、昨年12月議会にて議決を経て、平塚市へ事務の委託を行い、本年4月から処理が順調に実施されている。この事務委託については、平塚市の既存施設を利用するため、処理に関する事務の委託だったが、当リサイクルセンターに関しては、大磯町が新たに整備をする施設なので、ウッドチップセンターと同様に整備運営に関する事務の委託となっている。なお、ウッドチップセンターは、本年10月より稼働を開始しているが、整備に合わせて平成25年度に事務を受託している。同様に当リサイクルセンターの施設稼働は、平成30年度を予定しているが、整備に合わせ、本年度に手続きを進めるものである。

環境政策班長

リサイクルセンターは、大磯町と二宮町の容器包装プラスチックとペットボトルを処理する施設を大磯町が整備及び運営するもので、施設は容器包装プラスチックが1日4t、ペットボトルが1日2t処理できる能力である。

搬入されたものは、機械及び人手で異物等を除去、選別し、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会に引き渡され、リサイクルされる。事業方式は、民間活力を活用したDBO方式で進めており、整備費及び運営費用を本年度当初予算で債務負担行為を設定し、事業者の募集を行っている。

募集状況としては、本年8月に公告をし、複数のグループから提案書が提出されている。今月末に開催される大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会で優先交渉権者が決まり、大磯町3月定例会において契約締結の上程をする予定。工事は、本年度から平成29年度までの予定で、平成30年4月から施設稼働と共に搬入を開始する予定である。運営期間は、平成30年度から平成49年度までの20年間である。

<質疑>

渡辺

事業そのものは順調に進んでいるという話だったが、債務負担行為の中で、施設の建設費は多くなったのか、少なくなったのか。

環境政策班長

債務負担行為で設定した工事費については、現在、事業者の審査を行っているところで、工事費がどれくらいになるのかというところは、これから審査していくので、本日は控えさせていただく。

根岸

容器包装リサイクル法に基づく売払料、これについてどう読めばいいのかわからないので教えてほしい。あと、町外搬出の運搬体制について教えてほしい。ごみ減量化推進協議会の方でも、指定保管施設の視察に行かれたようであるが、その時の委員のご意見とか、感触とかあったと思うが、そのへんを委員がどう受け止めたのか伺いたい。

環境政策班長

協会の引き渡しの入りの金額、歳入については、大磯町に二宮町分を含めて入ってくるという形になる。そこを含めて運営費用から差し引く。二宮町から大磯町への搬出のことだと思うが、町内で収集した業者が、直接大磯町へ直送するというところで想定している。

生活環境課長

現在、二宮町が民間事業者に出している容器包装プラスチックとペットボトルの視察先について、ごみ減量化推進協議会の中で行った。町内から集められたごみの選別、そのあとに圧縮して、梱包して、保管して、処理業者が取りに来るといふもので、リサイクルセンターにはコンベアーがあるが、この施設には無いという違いはあるが、基本的に同じである。容器包装プラスチックとペットボトルから異物を取り除き、固めた製品だけを保管するので、比較的難しい施設ではない。直接うちが出している業者に訊いたところ、二宮町から出ている容器包装プラスチックとペットボトルは、非常に良い状態で作されているよということ、容器包装リサイクル協会でも、年に一度、二宮町が出したのものについて検査が行われているが、検査のレベルとしてはとてもいいという、Aランクという結果が出ている。大磯町の施設ができれば、今の状態と同様に搬入させていただくということになる。

根岸

容器リサイクル法の収入というものは手数料とは関係ないのか。ここには載ってこないのか。

環境政策班長

この規約の第4条の手数料というよりも、その前段部分の第3条の収入・支出に関する事項や第2条の事務委託に関する管理及び執行に要する経費の関係が該当する。大磯町がすべて支出し、収入のすべてを受けながら、それに関わるものを二宮が負担していくということ。すべて大磯町に渡してしまうというイメージ。現在、平塚市のリサイクルプラザ、缶とか歳入の部分があるが、すべて歳入として平塚市が受け取った中で、二宮分の負担金を減額していくという形になっている。リサイクルセンターについても同様のしくみとなっている。

休憩 15時00分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 15時00分

<討論>

なし

<採決>

委員長

これをもって、討論を終結する。議案第68号を採決する。議案第68号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第68号は可決された。以上で議案第68号の審査を終了とする。

⑨閉会中の継続調査について

委員長

教育福祉常任委員会の9月議会以降の活動報告をする。10月8日、勉強会を開催し、9月議会で中断していた休会中の調査項目である、

(仮称)子どもも大人も輝く里づくり「心身きらり条例」について
総合型地域スポーツクラブについて
学校施設の統合について

以上の3つについて、今後の動きを意見交換し、確認した。

10月16日に生涯学習課の担当職員に来てもらい、総合型地域スポーツクラブの申請手順など、タイムスケジュールを確認した。その後、委員間で学校の統合をテーマに、視察も含め各議員が事前に調べてきた、先進自治体に関し意見交換した結果、二宮町議会が9月議会の決算審査意見に7つ提言した中にある、6番目の「老朽化など課題のある町立百合が丘保育園は、移転等を検討されたい」という意見を踏まえ、少子化で空き教室の増えている小学校との複合化を検討するため、11月に先進自治体に視察に行くことを決定し、事務局に調整を依頼した。

10月28日、主に総合戦略会議へ教育福祉常任委員会として提案することを共有した。居場所作りなどを主としたものである。また、前回話し合った視察先が決定した。小学校と幼保一貫教育の子ども園が併設されている、杉並区立第四小学校へ行くことにした。

11月4日、(仮称)心身きらり条例制定についてを主として検討した。制定にあたっては、町民の皆様の意見を十分拝聴した上で、政策づくりをし、条例案に反映する必要があるということで、皆さまにご意見をお聞きする会を開催することとした。

11月20日に集まり、12月17日と19日に、(仮称)心身きらり条例制定のため、町民の意見聴取をするための会のチラシを作成することとし、そのチラシのタイトルなど内容を詰め、また当日のスケジュールを決めた。

11月26日に杉並区立第四小学校を視察した。参加者は教育福祉常任委員会7名と総務建設経済常任委員会の有志2名と議長、また議会事務局長の11名で視察へ行った。

校長室で校長他2名の区職員から設立の経緯と現状を聞いた。その後、幼保一貫の子ども園と、小学校の様子を視察。ここでは校長先生が子ども園の園長も兼ねていた。

議会では、百合が丘保育園が老朽化し園庭も狭く、送迎の車も路上駐車という状況を改善するため、一色小学校に併設すべきと考えている。そこで、杉並区で、保育園の午睡時間中に学校側の騒音問題はないか、園庭での子どもの事故などはないか、計画策定や実施までのことを聞いた。杉並区は、幼保小の連携が意識的、計画的に行われていて教育効果を上げている。二宮町の今後のあり方を考えるための良き事例を視察できた。

12月4日、本会議終了後、ポスターチラシの掲示と配布のための打ち合わせを実施した。

以上が議会閉会中の継続調査の報告である。これに対して何かあるか。

根岸 最後の部分で、細かいところは必要ない。

委員長 それは省略することにしたい。それでは引き続き、継続調査であるが、最初にも申し上げた、(仮称)子どもも大人も輝く里づくり「心身きらり条例」

について、総合型地域スポーツクラブについて、学校施設の統合についてを引き続き継続調査とすることについていかがか。

休憩 15時06分

再開 15時06分

委員長

今申し上げた、総合型地域スポーツクラブについては9月議会にて町に提言書を出して、教育委員会の動きもあるが、我々としては総合型地域スポーツクラブについては継続調査はしない。(仮称)子どもも大人も輝く里づくり「心身きらり条例」についてと、学校施設の統合についての2件を引き続き継続調査としたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なしとの声あり)

委員長

これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦労さまでした。

15時07分 閉会